

# 山梨県公報

第四百七十九号

令和六年

六月十三日

木曜日

## 目次

### 告示

○令和六年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日	…三三三
○使用料の収納事務の委託	…三三三
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	…三三三
○建築基準法に基づく道路位置指定	…三三四
○県税等の収納事務の委託について	…三三四
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出	…三三四
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	…三三六
○県営土地改良事業の完了	…三三六
○土地改良区役員の退任及び就任	…三三六
○屋外広告物講習会の開催について	…三三八

## 告示

### 山梨県告示第百四十九号

令和六年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日(令和六年山梨県告示第九十六号)の一部を次のように改正する。

令和六年六月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

本則中「六月三十日」を「七月五日までの日及び同年九月十日から同年十一月三十日」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、同年七月五日にあつては午後六時前に、同年九月十日にあつては午後六時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

### 山梨県告示第百五十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和六年六月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

委託の相手方	委託に係る使用料	委託の期間
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社	県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金(甲府市に位置する団地(貢川団地を除く。))を除く団地に係るものに限る。	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号 芙蓉建設株式会社	県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金(甲府市に位置する団地(貢川団地を除く。))に係るものに限る。	同

### 山梨県告示第百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年六月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 弁護士法人ライズ総合法律事務所 東京都中央区日本橋三丁目九番一号 日本橋三丁目スクエア十二階
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年四月一日から同年九月三十日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 口座振込

山梨県告示第五百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年六月六日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町船津字堀休場二千百六十六番六
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十七・八メートル

公 告

● 県税等の収納事務の委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託した。

令和六年六月十三日

- 一 委託事務の範囲 山梨県知事 長 崎 幸太郎

法人二税等（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税）、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、鉦区税に係る本税、延滞金及び加算金についてコンビニエンスストアの店舗を通じて収納し、その収納金を指定金融機関（山梨県財務規則（昭和三十九年規則第十一号）第二百四条第一項に定めるものをいう。）に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

二 委託の相手方（コンビニエンスストアを通じて収納代行業務を行う会社）

- 山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行
- 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社
- 委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四 提携コンビニエンスストア本部

所在地及び名称	チェーン名
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス	MMK設置店
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマーケット	セイコーマーケット、ハマナスクラブ、ハセガワストア及びタイエー
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン	セブンイレブン
東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート	ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ	ポブラ、くらしハウス、スリーエイト及び生活彩家
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社	ミニストップ
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、デイリーストア、ヤマザキデイリーストア及びヤマザキスペシャルパトナーショップ
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	ローソン及びローソンストア一〇〇

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり

公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社カインズ 代表取締役 高家正行	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
株式会社オートアールズ 代表取締役 野田晋作	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
株式会社ワークマン 代表取締役 小濱英之	群馬県伊勢崎市柴町千七百三十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 カインズスーパーセンター都留店
  - (二) 所在地 山梨県都留市井倉字美通三百二十八番地一外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	七千二百二十平方メートル	八千四百四十一平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 四百五十九台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三百二十四台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 四百十四平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 四百三十六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 八十三立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 八十五立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社カインズ イ 開店時刻 午前六時三十分 ロ 閉店時刻 午後九時 二 株式会社ベイシア イ 開店時刻 午前六時三十分 ロ 閉店時刻 午後九時 三 株式会社オートアールズ イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社カインズ イ 開店時刻 午前六時三十分 ロ 閉店時刻 午後九時 二 株式会社ベイシア イ 開店時刻 午前六時三十分 ロ 閉店時刻 午後九時 三 株式会社オートアールズ イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時 四 株式会社ワークマン イ 開店時刻 午前七時 ロ 閉店時刻 午後八時
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 二 荷さばき施設② イ 位置 届出の図面のとおり	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 二 荷さばき施設② イ 位置 届出の図面のとおり

<ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時三十分まで</li> <li>三 荷さばき施設③</li> <li>イ 位置 届出の図面のおり</li> <li>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</li> <li>四 荷さばき施設④</li> <li>イ 位置 届出の図面のおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時三十分まで</li> <li>三 荷さばき施設③</li> <li>イ 位置 届出の図面のおり</li> <li>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</li> <li>四 荷さばき施設④</li> <li>イ 位置 届出の図面のおり</li> </ul>
---	---

- 3 変更する年月日 令和七年一月二十九日
- 三 届出年月日 令和六年五月二十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 野々口剛 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市西八幡字東冷間千四百三十四番一外
  - 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 野々口剛 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

- 3 変更の年月日 令和六年四月一日
- 三 届出年月日 令和六年五月十五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十四日まで

● 県営土地改良事業の工事の完了  
 県営土地改良事業（豊富北部地区経営体育成基盤整備事業）の工事は、令和四年二月二十四日をもって完了した。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西沢堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和六年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
谷貝通生	内藤博雄	清水康雄	歌田一	歌田優	黒倉幸雄	広瀬一彦	古屋央文	古屋匡祥	中沢輝仁	浅川隆	氏名
北杜市高根町下黒沢千五百三十四番地	北杜市高根町下黒沢千五百八十六番地	北杜市高根町下黒沢二千百二十八番地	北杜市高根町上黒沢千二百八十四番地	北杜市高根町上黒沢千六百五十三番地五十	北杜市高根町上黒沢六百三十一番地	北杜市高根町上黒沢六百六十九番地	北杜市高根町上黒沢九百番地	北杜市高根町上黒沢二百十六番地	北杜市高根町下黒沢千五百八十三番地一	北杜市高根町上黒沢千六百九十九番地	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和六年三月三十一日	退任年月日

二 就任

理事	役職名	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
八巻武正	氏名	木次強	植松実	古屋武雅	樋口闇	桜井進	植松崇徳	永関三千男	八巻俊司	向井一幸	
北杜市高根町下黒沢千六百六十四番地	住所	北杜市役所 高根総合支所 地域市民課	北杜市高根町下黒沢二千七百七十一番地三	北杜市高根町上黒沢八百四十三番地	北杜市高根町下黒沢百八十八番地	北杜市高根町下黒沢二千八百九十四番地	北杜市高根町下黒沢二千七百六十九番地一	北杜市高根町下黒沢八百五十四番地	北杜市高根町下黒沢九百五十九番地	北杜市高根町下黒沢九百九十番地	
令和六年四月一日	就任年月日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
栗冠和裕	井手洋一郎	深澤秀樹	清水康雄	中沢安彦	歌田美秋	歌田直	青木岩	黒倉智史	古屋重長	古屋幸利	廣瀬公明
北杜市高根町下黒沢千六十二	北杜市高根町下黒沢千四百七十二番地一	北杜市高根町下黒沢千六百一十番地	北杜市高根町下黒沢二千二百一十八番地	北杜市高根町下黒沢二千三十三番地	北杜市高根町上黒沢千二百六十七番地	北杜市高根町上黒沢千六百五十番地	北杜市高根町上黒沢千二百二十三番地	北杜市高根町上黒沢六百三十四番地二	北杜市高根町上黒沢八百九十四番地一	北杜市高根町上黒沢百四十番地	北杜市高根町上黒沢七百番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同
木次強	中沢輝仁	浅川隆	古屋仁	小宮山均	山之上徳博	八巻甲一
北杜市役所 高根総合支所 地域市民課	北杜市高根町下黒沢千五百八十三番地一	北杜市高根町上黒沢千六百九十九番地	北杜市高根町下黒沢三百二十二番地	北杜市高根町下黒沢二千五百三十五番地二	北杜市高根町下黒沢二千五百五十二番地一	北杜市高根町下黒沢千九百七十四番地
同	同	同	同	同	同	同

● 屋外広告物講習会の開催について  
 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。  
 令和六年六月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和六年十月二十五日（金）午前九時十分
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館（二階大会議室）
- 三 科目
  - 1 屋外広告物に関する法令
  - 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料 一科目につき千円（受講手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）

五 受講申込期間 令和六年八月十二日（月）から同年十月十一日（金）までに、郵送又は電子申請により申請（令和六年十月十一日（金）必着）

六 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課  
景観まちづくり室 景観づくり担当（電話〇五五―二二三―一三二五）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番